市川市監査委員告示第１号

令和３年度第２期財務監査及び行政監査並びに令和３年度学校監査の結果に関する報告及び監査委員の意見の公表

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項による財務監査及び同条第２項による行政監査の結果に関する報告及び監査委員の意見について、同条第９項及び第１０項の規定により別紙のとおり公表します。

令和４年３月３０日

市川市監査委員　菅　原　卓　雄
同　白　土　英　成
同　岩　井　清　郎
同　荒　木　詩　郎

令和3年度第2期財務監査及び行政監査並びに令和3年度学校監査
監査結果報告

市川市監査基準に準拠して次のとおり監査を実施した。

１　監査の種類

⑴　地方自治法第 199 条第 1 項による財務監査

⑵　地方自治法第 199 条第 2 項による行政監査

※　学校監査は、財務監査及び行政監査の一環として行った。

２　監査の対象

⑴　事務事業の範囲

令和 3 年度事務事業（必要に応じて過年度分も対象とした。）

⑵　対象部署

①　令和 3 年度第 2 期財務監査及び行政監査

ア　こども政策部

こども家庭支援課、こども福祉課、こども施設入園課、
こども施設運営課、こども施設計画課、発達支援課

イ　生涯学習部

教育総務課、教育施設課、青少年育成課、社会教育課、
中央図書館、考古博物館

ウ　学校教育部

義務教育課、学校環境調整課、指導課、就学支援課、
保健体育課、学校地域連携推進課、教育センター

②　令和 3 年度学校監査

ア　こども政策部

こども施設運営課

イ　生涯学習部

教育総務課、教育施設課

ウ　学校教育部

義務教育課、指導課、就学支援課、保健体育課、
学校地域連携推進課、教育センター

エ　市立の幼稚園 6 園、小学校 38 校、中学校 15 校、義務教育学校 1 校及び特別支援学校 1 校

※　こども施設運営課は、市立幼稚園の管理運営に関する事務を所管している。

3　監査の着眼点

⑴　財務監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ正確に行われているかを主眼とし、最少の経費で最大の効果を挙げているかという観点も踏まえ監査を実施した。

⑵　行政監査

事務の執行が経済性、効率性及び有効性の観点から行われているかを主眼とし、事務の執行が、適正かつ正確に行われているか、市の組織及び運営が合理的であるかという観点も踏まえ監査を実施した。

4　監査の実施内容

⑴　実施期間

令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 3 月 29 日まで

⑵　調査方法

関係書類及び関係帳簿類を調査するとともに、関係職員の説明を受け、また、必要により現地調査を実施した。

学校監査における現地調査にあっては、市立の幼稚園 6 園、小学校 38 校、中学校 15 校、義務教育学校 1 校及び特別支援学校 1 校の中から 7 校を抽出して実施した。

⑶　日程及び実施場所

①　事務局による予備監査

令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 1 月 27 日までの期間、監査の対象部署の事務室等において実施した。

学校監査における現地調査にあっては、次の日程で実施した。

調　査　日	調　査　校
令和 3 年 12 月 6 日	中山小学校
令和 3 年 12 月 7 日	第二中学校
	須和田の丘支援学校
令和 3 年 12 月 9 日	大野小学校
令和 3 年 12 月 10 日	塩浜学園
令和 3 年 12 月 15 日	行徳小学校
令和 3 年 12 月 16 日	第八中学校

②　監査委員監査

令和 4 年 2 月 4 日に監査委員会議室において、予備監査の結果を基に実施した。

5　監査の結果

所管する事務事業は、以下の指摘事項及び指導事項を除き、適正に執行されているものと認められた。

※監査の結果における是正又は改善が必要な事項の区分
指摘事項：法令、条例、規則等に違反があると認められる事項等（軽微な誤りで、速やかに是正することができると認められるものを除く。）
指導事項：指摘事項又は意見とするまでには至らないが、改善を要すると認められる事項等

⑴　指摘事項

なし

⑵　指導事項（監査結果報告には件数のみを記載）

区　　分	件　　数
歳　入	7
歳　出	0
財　産	4
補助金	9
契　約	1
公　金	7
文　書	9
その他	3
合　　計	40

6　監査委員の意見

今回の監査を踏まえ、地方自治法第 199 条第 10 項に基づき次のとおり意見を付記する。

⑴　私立保育園運営費等委託料に係る事務処理体制について

（こども政策部　こども施設運営課）

長年の懸案であった待機児童問題は、保育施設の整備などにより毎年保育定員数を拡大し、令和 3 年 4 月 1 日現在の待機児童ゼロを達成したところであり、これを維持・継続させるため令和 4 年度も施設の拡大が予定されている。

前回、令和元年度の監査では、「事務量に相応した人員の確保、業務改善への着手など、事務処理体制の整備に取り組まれたい。」との意見を付したことから、そのフォローアップとして、私立保育園運営費等委託料に係る事務処理体制の現状について行政監査を行った。

今回の監査にあたり、改めて私立保育園運営費等委託料の支出事務に係る職員数と時間外勤務時間数について平成 30 年度と令和 3 年度（10 月 31 日時点）で比較したところ、担当職員数（私立グループの副主幹以下の正規職員）については 6 人であったものが 8 人へと 2 人増員し、時間外勤務時間数については 1 人月平均 42.8 時間であったものが 53.3 時間へと 10.5 時間増加していた。職員の増員にも関わらず 1 人当たりの時間外勤務時間数が増加したのは、施設数が平成 30 年度の 114 施設から令和 3 年度の 188 施設（見込み）へと増加し、職員 1 人当たりが担当する施設数は 19 施設から 23.5 施設へと 4.5 施設増加したことが要因である。よって、施設数の増加に職員の増員が追い付いておらず、事務量と人員体制の関係は改善されていない現状である。長時間労働は、事務ミスに止まらず、心身の疾患や過労死のリスクを高めるなど様々な弊害に繋がる可能性がある。

また、当該委託料には、国が定める全国共通の公定価格と市が支援施策として独自で定める加算分が含まれる。市単独加算分は、公定価格に加え、保育環境の充実、保育職員の処遇改善など保育の質の向上を図ることなどを目的として支出されていることから、当該委託料の支出事務にあたっては、委託料を支出することに止まらず、委託料がその目的どおりに使用されているかの実地確認を行うことがより重要となってくる。しかし、支出事務に忙殺される現状の体制では、実地確認が充分に行われているとは考え難い。

以上のことから、私立保育園運営費等委託料の支出事務にあたっては、引き続き人員の確保を図るとともに、複雑化している制度の見直しやデジタルトランスフォーメーションの活用による事務量の軽減にも取り組み、当該支出の真の目的である保育の質の向上のために注力できる体制を早急に整備されたい。

⑵　学校徴収金について（学校教育部 義務教育課 学校安全安心対策担当室）

市川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、市川市立の各小・中学校、義務教育学校及び特別支援学校（以下「小・中学校等」という。）が、教材費、学級費、積立金、校外学習費、ＰＴＡ会費などの取扱いにあたり作成するマニュアルの指針として、「学校徴収金等マニュアル作成に関する留意事項（以下「留意事項」という。）」を策定している。

留意事項では、「公費で賄うことはできないが学校運営上の理由により保護者から徴収している金員を学校徴収金と呼ぶこと」とし、学校徴収金の基本的考え方として、「学校で必要な経費は設置者負担（公費）が原則であること」、「学校徴収金に係る公費・私費の負担区分は都道府県教育長協議会が昭和 49 年に作成した『学校教育にかかる公費負担の適正化について』で示された基準に準拠すること」、「設置者負担の基本原則を鑑みると、校長として適正な注意義務をもって処理するとともに、保護者の負担軽減を図るよう努めることが重要であること」などを挙げている。

前回、令和元年度の監査では、この留意事項に記載されていない具体的な金銭出納事務に不備があったため、留意事項を修正し職員に周知するとともに、マニュアルに基づいて学校徴収金を適切に管理するよう指摘したところである。

今回の監査にあたり学校徴収金について調査を進めたところ、依然として留意事項及び小・中学校等のマニュアルに不備が確認されるとともに、小・中学校等の現場での不適切な取扱いも散見されたことから、この意見とは別に指導を行っているが、次のとおり、学校徴収金の基本的な考え方に反すると思われる事項が確認されたことから、意見を付すものとする。

①　学校徴収金に係る公私負担を区分する際の市の基準を都道府県教育長協議会が示した基準に委ねているものの、公私の負担区分に曖昧さが生じている。

②　学校徴収金に係る保護者負担の内容や徴収金額について確認したところ、学校間でばらつきが見られ、負担の公平性に疑義を生じている。

以上を踏まえ、教育委員会においては、学校徴収金の内容について今一度原則に立ち返り適切な公私負担のあり方を問い直し、保護者負担の軽減と公平性の確保を図られたい。